平成19年度 定期監査実施計画

平成19年2月22日 監 査 委 員 決 定

1 実施方針

平成19年度監査方針に基づき、杉並区の財務に関する事務の執行について、 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施する。

2 定期監査の主眼点

監査は次の点に主眼をおき実施する。

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は適正に行われているか。

その際、事業が所期の目的を達成しているかとの有効性の観点、及び経費に 見合った効果があがっているかとの効率性の観点に十分留意するものとする。

3 定期監査の方法

(1) 庁内各課(各行政委員会等事務局及び区議会事務局を含む。以下同じ) 監査委員は、関係部課長の出席を求め、提出された監査資料に基づき、 説明を聴取し、質疑応答を行う。

事務局職員は、監査方針に基づき、提出された関係資料、諸帳簿の照合、 分析等を行う。

(2) 庁外施設

監査委員は、あらかじめ指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づき、担当の部課長及び施設長から説明を聴取し、質疑応答を行うと同時に施設の管理状況等の実査を行う。

事務局職員は、監査委員が決定した対象施設に赴いて、監査方針に基づき、提出された関係資料、諸帳簿の照合、分析等及び施設の管理状況等の 実査を行う。

4 定期監査の期間

平成19年4月12日(木)(説明聴取を含む。)から平成20年3月24日(月)までの間(講評を含む。)に実施する。

- 5 定期監査の対象部局及び施設
 - (1) 庁内部局
 - (2) 庁外施設 別紙(1)、(2) のとおり

6 定期監査の対象範囲

平成 18 年度 (一部平成 19 年度) 杉並区一般会計、同国民健康保険事業会計、同老人保健医療会計、及び同介護保険事業会計にかかる事務。

なお、財産の管理状況は監査日現在とする。

7 定期監査場所及び日程

部 局 名	場所	実 施 時 期
政策経営部	監査委員事務局	4月、5月
区民生活部	監査委員事務局及び事業施設	10月、11月
保健福祉部	監査委員事務局及び事業施設	5月、6月
保育園、児童館	保育園、児童館	1月、2月
都市整備部	監査委員事務局及び事業施設	4月、5月
環境清掃部	監査委員事務局及び事業施設	6月
教育委員会事務局	監査委員事務局及び事業施設	10月、11月
学校	小・中学校、養護学校、幼稚園	12月、1月
会計管理室	監査委員事務局	5月
選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	5月
監査委員事務局	監査委員事務局	5月
区議会事務局	監査委員事務局	5月

8 定期監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

区長等関係機関に対する監査の通知は、実施日のおおむね1か月前までに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評から一定期間の経過後に行う。

9 定期監査の重点事項

定期監査における指摘事項、注意事項は、契約事務手続が適正でないもの、 歳入の確保が不十分なもの、債権や物品など財産管理が適切でないもの、など が多い。

そこで、今年度の監査においては、次の事項について重点的に監査を行う。

- (1) 契約事務(随意契約)について
- (2) 収納事務(不納欠損)について
- (3) 現金、物品管理(金券類)について

別紙 (1)

平成19年2月22日

平成19年度 定期監査の対象について

- 1 定期監査の対象部局及び施設
 - (1) 庁内部局
 - (2) 庁外施設は次の基準により抽出して実施する。

ア 保健所、清掃事務所、中央図書館 等 全施設

イ 公園緑地事務所、清掃事業所 等 おおむね 2分の1

ウ 区民事務所、障害者施設、地域図書館 等 おおむね 3分の1

エ 保育園、児童館、学校 等 おおむね 4分の1

オ 民営化施設を含む区外施設 おおむね 4分の1

カ ゆうゆう館、公園管理事務所、体育施設 等 数箇所

上記にかかわらず、必要に応じて監査を実施することがある。

2 監査委員による実地監査対象施設

監査委員による実地監査は、19年度の監査対象施設の3分の1程度を抽出して実施する。

平成19年度 定期監査の対象施設

	基準	事業所名	施設	数		丰度 委員	185 監査	F度 委員	19年	- <u></u>	19年度監査対象施設名
1	1	杉並福祉事務所 (高円寺、高井戸支所を含)	3	所	3	1	3	1	3	1	杉並福祉事務所
2		児童青少年	1	課	1	0	1	1	1	1	
3		保健所(4課)	1	所	1	1	1	1	1	1	
4		保健センター	5	所	5	2	5	2	5	3	荻窪,高円寺,上井草
5		衛生試験所	1	所	1	1	1	0	1	0	
6	毎年	土木事務所	1	所	1	1	1	1	1	1	
7		清掃事務所 (支所を含)	2	所	2	2	2	1	2	1	方南支所担当
8		済美教育センター	1	所	1	1	1	1	1	1	
9		中央図書館	1	所	1	1	1	1	1	1	
10		科学館	1	館	1	1	1	0	1	0	
11		郷土博物館	1	所	1	0	1	1	1	0	
12		男女平等推進センター	1	所	1	0	1	0	0	0	
13		障害者福祉会館	1	所	1	0	1	1	0	0	
14	2年に	公園緑地事務所	2	所	1	1	1	1	1	1	北公園緑地事務所
15	1回	杉並中継所(清掃)	1	所	1	0	1	1	0	0	
16		清掃事業所(高円寺)	1	所	1	0	0	0	1	1	
17		社会教育センター	1	所	1	0	1	0	0	0	
18		区民事務所・駅前事務所	11	所	5	1	2	1	3	1	井草、 西荻,荻窪
19	3年に	消費者センター	1	所	1	0	0	0	0	0	
20	3 年に 1回	こども発達センター	1	所	1	1	0	0	0	0	
21		障害者施設 【注1】	4	所	2	1	1	1	2	1	すぎのき, なでしこ
22		地域図書館 【注2】	9	館	3	1	4	2	3	2	柿木,南荻窪,方南 未定
23		小学校	44	校	11	3	11	3	10 1	3	1(下欄) 未定
24		中学校	23	校	6	2	6	2	5 2	2	2(下欄) 未定
25		済美養護学校	1	校	0	0	0	0	1	1	
26	4 / 1	健康学園	1	京	0	0	0	0	0	0	
27	4年に 1回	幼稚園	6	京	1	1	2	1	2	1	下高井戸,堀ノ内 未定
28	' 🗀	教職員研修所(秋川荘)	1	所	0	0	0	0	1	1	
29		保育園 【注3】	41	園	10	3	11	3	10 з	3	3(下欄) 未定
30		児童館	41	館	11	3	10	3	10 4	3	4(下欄) 未定
31		区外民営化施設	4	所	1	1	1	1	1	1	コニファー岩櫃
32		ゆうゆう館	32	館	2	2	2	2	2	2	方南,和泉
	随 時	公園管理事務所	7	所	1	1	2	1	2	1	井草森, 塚山
34		体育施設等 【注4】	10	所	0	0	2	0	2	0	井草森,塚山
		合 計	262		79	32	77	33	74	34	

は、監査委員による実地監査対象施設は、今年度抽出した監査対象施設

注1:施設数4所のほか指定管理者施設1所、民営化施設2所 注2:図書館施設数9館のほか、 指定管理者施設2館 注3:保育園施設数41所のほか、 指定管理者施設3所 注4:体育施設数10所のほか、 指定管理者施設10所

- 1 小学校10校 方南、永福、済美、八成、三谷、松/木、和泉、高井戸東、久我山、永福南
- 2 中学校 5校 松/木、大宮、泉南、和泉、西宮
- 3 保育園10園 西田、大宮、成田、宮前、堀ノ内東、荻窪南、松ノ木、和田、浜田山、荻窪東
- 4 児童館10館 大宮、荻窪、成田、堀ノ内東、阿佐谷、松ノ木、荻窪北、浜田山、成田西、和田中央